

平成30年度 障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額

(単位：円)

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,300
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 職業指導員	3	7,800
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,300
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 看護師	2	9,400
	(7) 職業指導員	3	7,800
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 主任児童指導員	4	9,300
	(2) その他の児童指導員	4	9,300
	(3) 保育士	4	7,800
	(4) 看護師	2	9,400

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。